SORACOM Air for セルラー向けSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス（SORACOM Beam / SORACOM Endorse / SORACOM Funnel / SORACOM Funk / SORACOM Krypton / SORACOM Napter）契約約款

第1章 総則
第1.1条　約款の適用
第1.2条　約款の変更
第1.3条　用語の定義

第2章 サービスの種類等
第2.1条　サービスの種類
第2.2条　サービスの提供区域

第3章 本契約の締結
第3.1条　申込の方法
第3.2条　申込の承諾
第3.3条　契約の効力発生
第3.4条　契約者識別番号
第3.5条　アカウント

第4章 契約者の変更等
第4.1条　契約者の氏名等の変更の届出
第4.2条　名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

第5章 利用の制限、中断、中止及び停止等
第5.1条　利用の制限
第5.2条　通信の切断
第5.3条　サービス利用の一時中断
第5.4条　サービスの提供中止
第5.5条　サービスの廃止

第6章 本契約の解除
第6.1条　契約者が行う契約の解除
第6.2条　当社が行う契約の解除

第7章 責務等
第7.1条　守秘義務
第7.2条　信用の維持
第7.3条　必要事項の通知

第8章 契約者による第三者への提供
第8.1条　再提供の前提条件
第8.2条　利用者数等の報告
第8.3条　商標の使用
第8.4条　本人確認
第8.5条　提供条件等の説明等

第9章 通信
第9.1条　データ量の測定

第10章 SORACOMシステムの利用

第10.1条　ソラコムシステムの提供
第10.2条　ソラコムサイトへの接続
第10.3条　ソラコムシステムの利用条件

第11章 禁止行為
第11.1条　禁止行為

第12章 料金等
第12.1条　サービス利用料
第12.2条　サービス利用料の支払義務
第12.3条　サービス利用料の支払方法
第12.4条　延滞利息
第12.5条　期限の利益喪失

第13章 保守
第13.1条　当社の維持責任
第13.2条　修理又は復旧

第14章 知的財産
第14.1条　知的財産権

第15章 保証の否認
第15.1条　保証の否認

第16章 補償
第16.1条　補償
第16.2条　責任の制限

第17章 雑則
第17.1条　約款の掲示
第17.2条　プライバシーポリシー
第17.3条　反社会的勢力の排除
第17.4条　分離可能性
第17.5条　合意管轄
第17.6条　準拠法

第18章 付加機能
第18.1条　SORACOM Beamサービス
第18.2条　カスタムDNS機能
第18.3条　メタデータサービス機能
第18.4条　端末情報取得機能
第18.5条　簡易位置測位機能
第18.6条　CHAP認証機能
第18.7条　閉域網等接続サービス
第18.8条　SORACOM Endorseサービス
第18.9条　SORACOM Funnelサービス
第18.10条　SORACOM Funkサービス
第18.11条　SORACOM Harvestサービス
第18.12条　SORACOM Inventory サービス
第18.13条　SORACOM Kryptonサービス
第18.14条　SORACOM Lagoonサービス
第18.15条　SORACOM Napterサービス

第18.16条　　SORACOM Orbitサービス

料金表

第1章総則

第1.1条　　約款の適用

株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)は、KDDI株式会社もしくは沖縄セルラー電話株式会社が提供するSORACOM Air for セルラー向けに提供するSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスに関する本契約約款及びこれに関連する個別規約(以下、総称して「本約款」といいます。)を定めます。KDDI株式会社もしくは沖縄セルラー電話株式会社とSORACOM Air forセルラーに関するサービス契約を締結した契約者に対し本約款に基づき締結されるSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス契約(以下、「本契約」といいます。)に基づき、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスを提供します。

第1.2条　　約款の変更

当社は、本約款を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で契約者に対して変更内容を告知するものとします。当該告知が行なわれた後に契約者がSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスを利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の約款に規定される料金その他の提供条件を適用します。

第1.3条　　用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、伝送路その他の電気的設備
電気通信回線	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
AWS	Amazon Web Services, Inc.(以下「AWS社」といいます。)が提供するクラウドコンピューティングサービス「アマゾン ウェブ サービス」
AWSカスタマーアグリーメント	AWS社が規定するAWSへのアクセス及び利用の条件を定めたもの
SORACOM Air forセルラー契約者	KDDI株式会社もしくは沖縄セルラー電話株式会社とSORACOM Air forセルラーに関するサービス契約を締結している者
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
IMEI	International Mobile Equipment Identifier：国際移動体装置識別番号（端末識別番号）
VPG	閉域網等接続サービスに係る電気通信回線との接続を行うために当社が設置する接続点である仮想ゲートウェイ

第2章サービスの種類等

第2.1条　　サービスの種類

SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスには、次の種類の付加機能があります。

種類	内容
SORACOM Beamサービス	通信の暗号化やデータの送信先を当社から契約者の指定する送信先に変更するサービス
カスタムDNS機能	契約者が独自にDNSサーバを設定することができる機能
メタデータサービス機能	SORACOM Air for セルラーサービスを利用している端末に関するIMEIの取得及び当該端末のSORACOM Air for セルラーサービス利用状況に関する情報を取得、更新することができる機能
端末情報取得機能	SORACOM Air for セルラーサービスを利用しているデバイスの情

	報（IMEI）を取得したり、指定のデバイスのみで通信を許可するIMEI ロック機能を使用することができる機能
CHAP認証機能	契約者が独自にCHAP認証のID/パスワードを設定することができる機能
簡易位置測位機能	SORACOM Air for セルラーサービスのうち plan-KM1を利用しているデバイスについて概位置を取得できることができる機能
SORACOM Canalサービス	契約者が指定するAmazon VPCとアクセス回線との間で通信を行うために提供する閉域網等接続サービス
SORACOM Direct サービス	契約者が指定するAWS Direct Connectとアクセス回線との間で通信を行うために提供する閉域網等接続サービス
SORACOM Doorサービス	当社が指定するAWS ハードウェアVPNの接続点とアクセス回線との間で通信を行うために提供する閉域網等接続サービス
SORACOM Endorse サービス	デバイスの認証情報を提供するサービス
SORACOM Funnel サービス	データの送信先を当社から契約者の指定するクラウドのアドレスに変更するサービス
SORACOM Funkサービス	IoTデバイスからクラウド上のFunctionを直接実行するサービス
SORACOM Gateサービス	VPGを使用してアクセス回線内及びアクセス回線と契約者のネットワークとの間をレイヤー2トンネリングプロトコルで接続させ、通信を行うために提供する閉域網等接続サービス
SORACOM Harvest サービス	契約者から送信される書き込みデータを格納し、契約者のリクエストに応じて読み出しを行う機能を提供するサービス
SORACOM Inventory サービス	デバイス管理を行うサービス
SORACOM Junction サービス	VPGを通過するパケット解析によるアプリケーションの判別や統計情報の取得などを行ったり、パケットのコピーを対象のサーバーに送信したり経由したりするように経路変更する閉域網等接続サービス
SORACOM Krypton サービス	SIM認証に基づくセキュアプロビジョニング（初期設定）を行うサービス
SORACOM Lagoon サービス	ダッシュボード作成・共有サービス
SORACOM Napter サービス	契約者のリクエストに応じてリモートアクセス機能を提供するサービス
SORACOM Orbit サービス	デバイスとクラウドサーバー間の通信経路上でデータ処理プログラムを実行することができるサービス

第2.2条　サービスの提供区域

SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供区域は、AWSのアジアパシフィック(東京)リージョン上とします。ただし、個別規約において別段の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

第3章本契約の締結

第3.1条　申込の方法

SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの利用申込者(以下、「申込者」といいます。)は、本約款を承認した上で、当社所定の手続に従ってオンラインサインアップによる申込(以下、「申込」といいます。)行うものとします。

第3.2条　　申込の承諾

1. 当社は、申込者に対して、申込者がSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。
2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合を除き、当該申込を承諾します。
   (1) 申込者が本約款上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
   (2) 申込者に対するSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供により、当社又は他の契約者の信用又は利益を損なうおそれがあるとき
   (3) 申込者に対するSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供により、当社若しくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
   (4) 申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。
   (5) 申込者が第5.1条(利用の制限)第3項各号の事由に該当するとき。
   (6) 当社が申込者との契約を解除したことがあるとき。
   (7) 申込者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
   (8) 申込者がSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスを適切に利用する意思が無いとき。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

第3.3条　　契約の効力発生

本契約は、申込を当社が第3.2条(申込の承諾)に基づき承諾した日に申込者と当社の間で効力を生じるものとします(以下、効力が発生した日を「効力発生日」、効力発生日以降の申込者を「契約者」と称するものとします。)。

第3.4条　　契約者識別番号

1. 当社は契約者に対して契約者識別番号を付与します。但し、契約者識別番号の付与は、契約者がSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスを継続的に利用できることを保証することを意味するものではありません。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由(技術上の理由を含みますが、これに限りません。)があるときは、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

第3.5条　　アカウント

SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスを利用するためには、契約者は、有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウント(以下、「ソラコムアカウント」といいます。)を作成しなければなりません。ソラコムアカウントに関する提供条件等はSORACOM Air Japanサービス契約約款に準じます。

第4章契約者の変更等

第4.1条　　契約者の氏名等の変更の届出

1. 契約者は、氏名及び住所又は居所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、電子メールアドレス、請求書の送付先その他の当社が指定する事項に変更があったとき又はかかる変更の予定を認識したときは、当社に対し、直ちに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 契約者が第1項に規定する変更を当社に届け出ないときは、当社が契約者から届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所への郵送あるいは電子メールアドレスへの

電子メールの送信を行った場合は、当該通知は契約者に対して行われたものとみなします。

第4.2条　名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

1. 契約者はSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス又はSORACOMシステムの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、再使用許諾、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。ただし、SORACOMシステムにおけるSORACOM Air forセルラーサービスの回線利用状況が「利用開始前」の状態である場合に限り、SORACOMシステムから所定の操作を行うことで、当該回線を利用してSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供を受ける権利をソラコムアカウントを有する第三者に譲渡できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者が死亡した場合、その契約者の法定相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、当社が定める手続きに従い当社に届け出ることにより、引き続き当該契約に係るSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス(当社が別途定めるものに限ります。)を受ける権利を承継することができます。この場合、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の義務を含みます。)を引き継ぐものとします。

第5章利用の制限、中断、中止及び停止等

第5.1条　利用の制限

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持その他の公共の利益のために必要となる通信を優先的に取り扱うため、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービス（第18章の付加機能を含みます。以下同じ。）の利用を制限することができます。
2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順又はアプリケーションを用いて行われる電気通信を検知し、その電気通信に割り当てられる帯域を制御すること等により、その電気通信の速度や通信量を制御することができます。
3. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者に対するSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスの利用を停止又は制限することができます。
    (1) 料金支払その他の本契約に基づく債務について、履行を遅滞したとき
    (2) 契約者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき
    (3) 契約者が第11.1条(禁止行為)の規定に違反したと当社が認めたとき。
    (4) 第3.2条(申込の承諾)第2項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。

第5.2条　通信の切断

当社は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

(1) 契約者回線がデータ通信を行うことができる状態(かかる状態を以下「セッション」といいます。)に長時間継続されたと当社が認める場合において、その通信を切断することがあります。
(2) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その通信を切断することがあります。

第5.3条　サービス利用の一時中断

当社は、契約者から請求があったときは、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。但し、一時中断の期間は1年を超えることはできず、かかる期間経過後は、当社は契約者のソラコムアカウン

トその他の契約者情報を保管、維持又は提供する義務を負いません。

第5.4条　サービスの提供中止

1. 当社は、次の場合にはSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスの提供を中止することができます。
   (1) 当社の電気通信設備又はシステムの保守上又は工事のためにやむを得ないとき。
   (2) 電気通信事業者(以下「通信キャリア」といいます。)が当社への通信サービスの提供を停止するとき。
   (3) クラウド提供業者が当社へのクラウドサービスの提供を停止するとき。
   (4) 第3.4条(契約者識別番号)第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
2. 当社は、前項の規定によりSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社のウェブサイト等において掲示します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5.5条　サービスの廃止

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

第6章本契約の解除

第6.1条　契約者が行う契約の解除

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、本契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が予め定める日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第5.1条(利用の制限)、第5.2条(通信の切断)、又は第5.4条(サービスの提供中止)第1項の事由が生じたことによりSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスを利用することができなくなった場合は、契約者は、当社に通知することにより、当社が当該通知を受領した日をもって本契約を解除することができます。

第6.2条　当社が行う契約の解除

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本契約を解除することができます。その場合、当社は、合理的な時期に契約者にその旨を通知します。
   (1) 第5.1条(利用の制限)の規定によりSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供を停止された契約者が、なお当該利用停止の原因事実を解消しないとき。
   (2) 第5.1条(利用の制限))各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
   (3) 当社と通信キャリアとの間の当社への携帯電話サービスの提供に関する契約が通信キャリアによって解除されたとき。
   (4) 当社とクラウド提供業者との間の当社へのクラウドサービスの提供に関する契約がクラウド提供業者によって解除されたとき。
2. 第5.5条(サービスの廃止)の規定により契約者が利用するSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの全部が廃止されたときは、当該廃止の日に本契約が解除されたものとします。

第7章責務等

第7.1条　守秘義務

当社及び申込者(本契約の締結後は契約者。本条において同じとします)は、第3.1条(申込の方法)に基づく申込以降、相手方の技術上、経営上及び知り得た相手方のその他一般に公表していない一切の情報に関する秘密を厳守し、これをSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスの提供又は使用の目的以外に使用しないこととします。ただし、法令又は裁判所、監督官庁その他当社又は申込者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い必要な範囲において当該情報を開示することができます。なお、本条は本契約の締結に至らなかった場合又は本契約が解除またはその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第7.2条　信用の維持

契約者は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス及びこれに付帯するサービスの使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

第7.3条　必要事項の通知

1. 契約者は、第12.5条(期限の利益喪失)第(2)号乃至第(5)号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに当社に対して書面により通知することとします。
2. 当社は、契約者に対して、契約者がSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、この場合は第3.2条(申込の承諾)第1項の規定を準用します。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに契約者に対して通知することとします。
   (1) 電気通信事業の休止若しくは廃止
   (2) 電気通信事業を行うために必要となる登録、届出等の監督官庁による取消し
   (3) 第5.1条(利用の制限)に基づくSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの利用制限
   (4) SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供条件に影響を及ぼす電気通信設備の変更、増設又は廃止
   (5) 当社の解散

第8章契約者による第三者への提供

第8.1条　再提供の前提条件

契約者は、SORACOM パートナースペース(当社が同名にて当社ウェブサイト等で提供するプログラムを意味します。)への登録、当社が指定する契約の締結その他当社が定める手続の履行を行った場合は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスに基づく電気通信サービスを自己の電気通信サービスとして第三者(かかる第三者を、以下「契約者顧客」といいます。)に提供することができます。ただし、その場合、かかるサービスの提供に関する一切の責任は契約者が負担するものとします。また、契約者は契約者顧客の本契約の条件の遵守について責任を負うものとし、契約者顧客の本契約の不履行は、契約者の不履行とみなします。

第8.2条　利用者数等の報告

契約者は、当社が必要とする場合は、契約者顧客との間で締結しているSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスに基づく電気通信サービスに関する契約の数を、当社が定める方法により報告を行うことを要します。

第8.3条　　商標の使用

契約者は、第8.1条(再提供の前提条件)に従ってSORACOM　Air　Japanアプリケーション等サービスに基づく電気通信サービスを契約者顧客に提供する場合において、当社の登録商標又は商標の使用を希望するときは、当社の承諾を得るものとし、当社が別途定める条件を遵守するものとします。

第8.4条　　本人確認

契約者は、自らの責任により、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスに基づく電気通信サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、その電気通信サービスの申込者に対して、本人確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。その後の改正を含みます。)第3条で定める本人確認をいいます。)及び利用者に係る本人確認(同法第9条で定める契約者確認をいいます。)を行うことを要し、当社はその違反等に基づく一切の責任を負いません。

第8.5条　　提供条件等の説明等

1. 契約者は、契約者顧客に対して、自らの責任により、その電気通信サービスに係る提供条件等の説明を行うことを要し、当社はその不順守等に基づく一切の責任を負いません。
2. 契約者は、第8.1条(再提供の前提条件)に従ってSORACOM　Air　Japanアプリケーション等サービスに基づく電気通信サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、自らの責任により、契約者顧客その他の第三者からの契約者への通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ、SORACOM　Air　Japanアプリケーション等サービスに基づく電気通信サービスに係る故障修理の請求等又はその他の苦情の受付及び対応等を行うことを要します。

第9章通信

第9.1条　　データ量の測定

1. SORACOM　Beamサービスについては、当社は契約者に対して当社と契約者回線との間及び当社と契約者が設定した送信先の間においてそれぞれ要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。
2. SORACOM Funnelサービスについては、当社は契約者に対して当社と契約者が設定した送信先の間において要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。
3. SORACOM　Funkサービスについては、当社は契約者に対して当社と契約者が設定した送信先の間において要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。
4. SORACOM　Harvestサービスについては、当社は契約者に対して当社と契約者回線との間及び当社と契約者が設定した送信先の間においてそれぞれ要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は当社の機器により測定します。
5. SORACOM　Kryptonサービスについては、当社は契約者に対して当社と契約者が設定した送信先の間において要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着

信者の責任によらない理由により、課金対象データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。

6. SORACOM　Orbitサービスについては、当社は契約者に対して当社と契約者が設定した送信先の間において要求されるリクエスト数に応じて課金し、かかるリクエスト数は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データ(当社が定めるものを除きます。)が通信の相手先に到達しなかった場合でも、そのデータは課金対象として算出します。

第10章　SORACOMシステムの利用

第10.1条　ソラコムシステムの提供

当社は、契約者に対し、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスのコンソールシステム(以下、「SORACOMシステム」といいます。)を、WEBサイト(以下、「SORACOMサイト」といいます。)を通じて提供します。

第10.2条　ソラコムサイトへの接続

契約者がSORACOMサイトへ接続する場合、契約者が自らの費用と責任で行うものとします。SORACOMサイトへの接続中、回線・無線LANの環境等の不具合で接続が中断した場合であっても当社は一切の責任を負いません。

第10.3条　ソラコムシステムの利用条件

1. 契約者は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスを使用ためにのみSORACOMシステムを利用するものとします。
2. 当社は、契約者に事前に連絡することなく、SORACOMシステムにより提供する情報(以下、「SORACOM提供情報」といいます。)の内容その他のSORACOMシステムの内容を変更することができます。当該変更が重要なものである場合は、当社は、契約者に対して事前に通知します。

第11章　禁止行為

第11.1条　禁止行為

本約款の他の規定において定めるものに加え、契約者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

(1) 電気通信事業法及び電波法等の関連法令が定める技術基準に適合しない端末を利用すること
(2) SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスが対応しない端末を利用すること
(3) 当社所定の基準を超過したトラヒック量を継続的に発生させることにより、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス用に使用される設備又はシステムに過大な負荷を生じさせる行為
(4) 児童買春、児童ポルノを閲覧又は取得するため、迷惑メール又はSMS等の送信その他当社が不適切と判断する目的においてSORACOM　Air　Japanアプリケーション等サービスを利用する行為
(5) SORACOMシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為
(6) 第三者の使用に供するためにSORACOMシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部を複製すること。
(7) 第三者(契約者顧客を除きます。)にSORACOMシステム及びSORACOM提供情報を取扱わせること。

(8) SORACOM提供情報を改変又は改竄すること。
(9) 第三者が提供する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。
(10) 当社の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。
(11) SORACOM提供情報を基にして知的財産権を出願すること。
(12) 不正なアクセス、コンピューターウィルス等を用いてSORACOM提供情報を格納するサーバーに対して攻撃を行うこと。
(13) SORACOMシステムに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他一切の解析を行うこと。
(14) 前各号の行為を第三者に行わせること。

第12章　料金等

第12.1条　サービス利用料

当社が提供するSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの料金(以下、「SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス料金」といいます。)は、基本使用料、通信料、付加機能使用料及びその他の手続に関する料金とし、その額及び計算方法は、料金表第1表(料金)(以下、「本料金表」といいます。)に定めるところによります。

第12.2条　サービス利用料の支払義務

1. 契約者は、付加機能の提供を受ける場合、かかる付加機能の提供開始日から、本料金表に規定する料金を支払う義務を負います。
2. 契約者は、本契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始して以降は、第5.3条(サービス利用の一時中断)、第5.4条(サービスの提供中止)又は第5.1条(利用の制限)第3項によりSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスを利用することができない又は利用しない状態が生じたときであっても、付加機能使用料を支払う義務を負います。

第12.3条　サービス利用料の支払方法

契約者は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。なお、KDDI株式会社もしくは沖縄セルラー電話株式会社が提供するSORACOM Air forセルラーサービス契約者の場合については、契約者は本サービスの料金について、当社がKDDI株式会社もしくは沖縄セルラー電話株式会社に対し債権譲渡を行い、KDDI株式会社もしくは沖縄セルラー電話株式会社が請求、受領その他これに付随する業務を行うことを異議なく承諾することとします。その場合、発行される請求書等におけるサービス名称・料金項目等の表示が弊社Webサイトにて表示・発行するものと異なる場合があります。

第12.4条　延滞利息

契約者は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス料金その他の本契約に基づく支払債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第12.5条　期限の利益喪失

契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、当社に対して負担するSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにそのSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。また、以下の各号に定める事由が解消されない限り、当該事由が発生したのちに発生する債務については、契

約者は、当社から請求があれば直ちに弁済しなければならないものとします

(1) 契約者が支払不能に陥ったと当社が認めたとき。
(2) 契約者について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他法令に基づく倒産処理手続が開始されたとき。
(3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
(4) 契約者の資産について、仮差押え、仮処分、仮登記仮処分、保全差押え、差押え、強制執行、保全処分、競売申立又は滞納処分の命令若しくは通知が発送されたとき
(5) 契約者について電気通信事業の登録又は届出が取り消されたとき。
(6) 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
(7) 契約者の所在が不明なとき。
(8) その他契約者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

第13章　保守

第13.1条　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第13.2条　修理又は復旧

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備又はシステムが故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
2. 当社は、当社の電気通信設備又はシステムを修理又は復旧するときは、契約者識別番号を変更することがあります。

第14章　知的財産

第14.1条　知的財産権

SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス（第19章規定の付加機能を含みます。以下同じ）に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社に帰属するものであり、本約款、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス、SORACOMシステム又はこれらに付帯するサービス提供の過程での当社による契約者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

第15章　保証の否認

第15.1条　保証の否認

契約者は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービスは現状のままで提供されることに合意するものとします。当社は、提供されるSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービスに関し、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。

第16章　　補償

第16.1条　補償

当社及び契約者は、本約款に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本約款に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第16.2条　責任の制限

1. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によってSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービスが利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
2. 当社は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスが、当社が利用不能となったことを認識してから24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)、継続して完全に利用不能となった場合において、契約者から請求があった場合、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した日数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に応じたSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス料金額を、当該契約者に対する請求額から減額します。ただし、契約者が利用不能となったことを知った日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
3. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額のSORACOM Air Japanアプリケーション等サービス料金を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
4. 前各項の規定にかかわらず、通信キャリア・クラウド提供業者の帰責事由によるSORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの利用不能の場合には、当社は、通信キャリア・クラウド提供業者から受領した損害賠償額を限度として契約者に生じた損害(但し、現実に発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含みません。)につき責任を負います。
5. 当社は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの提供が行われなかったことによる逸失利益及び契約者の顧客、契約者顧客その他の第三者から契約者への問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、契約者はかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとします。
6. 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第17章　　雑則

第17.1条　約款の掲示

当社は、最新の本約款を当社のウェブサイトにおいて掲示することとします。

第17.2条　プライバシーポリシー

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のウェブサイトにおいて公表します。

第17.3条　反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力

又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。

(1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること。

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。

(3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。

(4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。

(5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。

2. 当社又は契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。

3. 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。

(1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。

(2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第17.4条　分離可能性

本約款のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第17.5条　合意管轄

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17.6条　準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第18章　付加機能

第18.1条　SORACOM Beamサービス

1. SORACOM Beamサービスとは、契約者からの請求により、通信の暗号化やデータの送信先を当社から契約者の指定する送信先に変更するサービスをいいます。

2. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Beamサービスを利用することができます。

3. 当社は、SORACOM Beamサービスに関する契約者の損害については第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。

4. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM Beamサービスの利用方法その他の提供条件に従ってSORACOM Beamサービスを利用するものとします。

第18.2条　カスタムDNS機能

1. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、独自にDNSサーバを設定することができるカスタムDNS機能を利用することができます。
2. 当社は、カスタムDNS機能に関する契約者の損害については第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
3. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するカスタムDNS機能の利用方法その他の提供条件に従ってカスタムDNS機能を利用するものとします。

第18.3条　メタデータサービス機能

1. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Air Japanサービスを利用している端末に関するIMEIの取得及び当該端末のSORACOM Air Japanサービス利用状況に関する情報を取得、更新することができるメタデータサービス機能を利用することができます。
2. 契約者はメタデータサービス機能を利用する場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。
3. 当社は、メタデータサービス機能に関する契約者の損害については第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
4. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するメタデータサービス機能の利用方法その他の提供条件従ってメタデータサービス機能を利用するものとします。

第18.4条　端末情報取得機能

1. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Air Japanサービスを利用しているデバイスの情報（IMEI）を取得したり、指定のデバイスのみで通信を許可する IMEI ロック機能を使用することができる端末情報取得機能を利用することができます。
2. 契約者は端末情報取得機能を利用する場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。
3. 当社は端末情報取得機能を通じて取得するデバイスの情報（IMEI）の完全性を保証致しません。電気通信回線を通じ、取得できた情報を提供致します。
4. 当社は、端末情報取得機能に関する契約者の損害については第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
5. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示する端末情報取得機能の利用方法その他の提供条件に従って端末情報取得機能を利用するものとします。

第18.5条　簡易位置測位機能

1. 契約者は、SORACOM Air Japanサービス（サブスクリプションの種類がplan-KM1のもの）を利用する場合は、簡易位置測位機能を利用することができます。
2. 契約者は簡易位置測位機能を利用する場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。
3. 当社は端末情報取得機能を通じて取得する位置情報の完全性を保証致しません。
4. 当社は、簡易位置測位機能に関する契約者の損害については第16.2条（責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若

しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
5. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示する簡易位置測位機能の利用方法その他の提供条件に従って簡易位置測位機能を利用するものとします。

第18.6条　CHAP認証機能

1. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、独自にCHAP認証のID/パスワードを設定することができるCHAP認証機能を利用することができます。
2. 当社は、CHAP認証機能に関する契約者の損害については第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
3. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するCHAP認証機能の利用方法その他の提供条件に従ってCHAP認証機能を利用するものとします。

第18.7条　閉域網等接続サービス

1. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、閉域網等接続サービス（SORACOM Canalサービス、SORACOM Directサービス、SORACOM Doorサービス、VPG Type-Eサービス、VPG Type-Fサービス、SORACOM Gateサービス、SORACOM Junctionサービスを総称したもの）を組み合わせて利用することができます。その場合、当社が別途定める閉域網等接続サービスに関する契約の締結が必要となります。
2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示する閉域網等接続サービスの利用方法その他の提供条件(「閉域網等接続サービス契約約款」及び「[旧区分]閉域網等接続サービス契約約款」（従来のVPG Type-C及びVPG Type-Dを用いたSORACOM Canalサービス、SORACOM Directサービス、SORACOM Doorサービスの提供について規定したもの）を含みますがこれに限りません。)に従って閉域網等接続サービスを利用するものとします。

第18.8条　SORACOM Endorseサービス

1. SORACOM Endorseサービスとは、契約者からの請求により、当社がデバイスの認証情報を提供するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Endorseサービスを利用することができます。
3. 契約者はSORACOM Endorseサービスの利用をする場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。
4. 当社は、SORACOM Endorseサービスに関する契約者の損害については第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
5. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM Endorseサービスの利用方法その他の提供条件に従ってSORACOM Endorseサービスを利用するものとします。

第18.9条　SORACOM Funnelサービス

1. SORACOM Funnelサービスとは、契約者からの請求により、データの送信先を当社から契約者の指定するクラウドのアドレスに変更するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスにおいて、SORACOM Funnelサービスを利用することができます。
3. 当社は、SORACOM Funnelサービスに関する契約者の損害についてはは第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議について

は、一切の責任を負いません。
4. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM Funnelサービスの利用方法その他の提供条件従ってSORACOM Funnelサービスを利用するものとします。

第18.10条　SORACOM Funkサービス

1. SORACOM Funkサービスとは、契約者からの請求により、IoTデバイスから契約者の指定するクラウドのファンクションとを連携するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスにおいて、SORACOM Funkサービスを利用することができます。
3. 当社は、SORACOM Funkサービスに関する契約者の損害については第16.2条 (責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
4. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM　Funkサービスの利用方法その他の提供条件従ってSORACOM Funkサービスを利用するものとします。

第18.11条　SORACOM Harvestサービス

5. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Harvestサービスを組み合わせて利用することができます。その場合、当社が別途定める SORACOM Air Harvest利用オプションに関する契約の締結が必要となります。
6. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM　Harvestサービスの利用方法その他の提供条件(ロギング等サービス契約約款を含みますがこれに限りません。)に従ってSORACOM Harvestサービスを利用するものとします。

第18.12条　SORACOM Inventory サービス

1. 契約者は、SORACOM　Air　Japanサービスを利用する場合は、SORACOM　Inventory サービスを組み合わせて利用することができます。その場合、当社が別途定める SORACOM Inventoryに関する契約の締結が必要となります。
2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM Inventoryサービスの利用方法その他の提供条件(デバイス管理サービス契約約款を含みますがこれに限りません。)に従ってSORACOM Inventoryサービスを利用するものとします。

第18.13条　SORACOM Krypton サービス

1. SORACOM　Kryptonサービスとは、当社がSIM認証に基づくセキュアプロビジョニング（初期設定）を支援するサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Kryptonサービスを利用することができます。
3. 当社は、SORACOM Kryptonサービスに関する契約者の損害については第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
4. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM　Kryptonサービスの利用方法その他の提供条件に従ってSORACOM Kryptonサービスを利用するものとします。

第18.14条　SORACOM Lagoon サービス

1. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Lagoonサービスを組み合わせて利用することができます。
2. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM Lagoonサービスの利用方法その他の提供条件(ダッシュボード作成サービスサービス契約約款を含みますがこれに限りません。)に従ってSORACOM Lagoonサービスを利用するものとします。

第18.15条　SORACOM Napter サービス

1. SORACOM Napterサービスとは、契約者からの請求に応じてデバイスにリモートアクセスすることを可能とするサービスをいいます。
2. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Napterサービスを利用することができます。
3. 契約者はSORACOM Napterサービスの利用をする場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。
4. 当社は、Napterサービスに関する契約者の損害については第16.2条 (責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
5. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するNapterサービスの利用方法その他の提供条件に従ってNapterサービスを利用するものとします。

第18.16条　SORACOM Orbit サービス

1. 契約者は、SORACOM　Air　Japanサービスを利用する場合は、デバイスとクラウドサーバー間の通信経路上でデータ処理プログラムを実行できるSORACOM　Orbitサービスを組み合わせて利用することができます。
2. 契約者は、SORACOM Air Japanサービスを利用する場合は、SORACOM Orbitサービスを利用することができます。
3. 当社は、SORACOM　Orbitサービスに関する契約者の損害については第16.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
4. 契約者は、当社がウェブサイトに掲示するSORACOM　Orbitサービスの利用方法その他の提供条件に従ってSORACOM Orbitサービスを利用するものとします。

料金表

通則

1. 当社は、SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス料金について、各月1日の日本時間午前9時から翌月1日の午前8時59分までの期間を1料金月とし、その期間毎に計算します。
2. 当社は、日額で課金される料金については、当日の日本時間午前9時から翌日午前8時59分までの期間毎に計算します。
3. 契約者が通信又はセッションを開始した期間と、通信又はセッションが完了した期間が異なる場合は、当社は当社が別途定める方法により計算するものとします。
4. 前各項の規定にかかわらず、当社は、必要と認めるときは、上記期間と異なる期間毎に料金を計算することができます。
5. 当社は、料金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
6. 当社は、1料金月の料金が50円に満たない場合及び当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。また、全回線の解約を行った場合等で1料金月の料金が50円に満たない場合、料金を50円に切り上げて支払っていただくことがあります。

第1　SORACOM Air Japanアプリケーション等サービス付加機能使用料

1. SORACOM Beamサービス

(1)　料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Beam料金	1リクエストあたり0.0009円(税込み0.00099円)

(2) 利用状況に応じた割引

当社は、VPG に所属した契約者回線（すなわちVPG利用オプションを有効にしたグループに所属するSORACOM Air Japanサービスの契約者回線）のSORACOM Beam利用料金について、次表の料金を適用します。

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Beam料金	無料

なお、VPGを経由しない通信に係る通信もしくはソラコムが用意したVPG（Private Garden、Public Gate）を経由する通信について本料金は適用されず、またVPG経由の通信に係る制限については閉域網等接続サービス契約約款にて定めるものとします。

(3)　無料利用枠

当社は、無料利用枠提供期間は、毎月のSORACOM Beamサービス料金から、1ソラコムアカウントあたり100,000リクエスト(以下、「SORACOM　Beam無料利用枠」といいます。)分を減算するものとします。なお、基本使用料の減額は行わず、また、月末に残った未使用分のSORACOM Beam無料利用枠が翌月に持ち越されることはありません。

2. カスタムDNS機能

(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
カスタムDNS料金	カスタムDNS機能を有効にしたグループに所属する1契約(SIMカード)あたり日額3円(税込み3.3円)

(2) 利用状況に応じた割引

当社は、VPG に所属した契約者回線（すなわちVPG利用オプションを有効にしたグループに所属するSORACOM Air Japanサービスの契約者回線）のカスタムDNS機能利用料金について、次表の料金を適用します。

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
カスタムDNS料金	無料

なお、VPGに所属しない契約者回線もしくはソラコムが用意したVPG（Private　Garden、Public Gate）に所属する契約者回線について本割引は適用されません。

3. メタデータサービス

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
メタデータサービス料金	無料

4. 端末情報取得機能

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
端末情報取得機能料金	無料

5. CHAP認証機能

(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)

CHAP認証機能料金	CHAP認証機能を有効にしたグループに所属する1契約(SIMカード)あたり日額3円(税込み3.3円)

(2) 利用状況に応じた割引
当社は、VPG に所属した契約者回線（すなわちVPG利用オプションを有効にしたグループに所属するSORACOM Air Japanサービスの契約者回線）のCHAP認証機能利用料金について、次表の料金を適用します。

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
CHAP認証機能料金	無料

なお、VPGに所属しない契約者回線もしくはソラコムが用意したVPG（Private　Garden、Public Gate）に所属する契約者回線について本割引は適用されません。

6. 簡易位置測位機能

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
簡易位置測位機能利用料金	簡易位置測位機能を有効にしたグループに所属するサブスクリプションの種類がplan-KM1のもの1契約(SIMカード)あたり月額50円(税込み55円)

なお、月額料金については日割り計算を行いません。簡易位置測位機能利用料金には、1契約（1SIM）あたり位置測位機能750リクエストの利用料金が含まれ、超過時（751リクエスト目以降）は1リクエストあたり0.15円が追加で請求されます。また、本利用オプション料金に含まれるリクエスト数はSIM単位に計算されアカウント内で共有されません。

7. VPG利用オプションサービス

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
VPG利用オプション料金	無料

8. SORACOM Endorseサービス
(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Endorse料金	Endorse機能を有効にしたグループに所属する1契約(SIMカード)あたり日額5円(税込み5.5円)

(2) 無料利用枠
当社は、無料利用枠提供期間は、毎月のSORACOM Endorseサービス料金から、1ソラコムアカウントあたり155円(税込み170.5円。以下、「SORACOM Endorse無料利用枠提供金額」といいます。)分を減額するものとします。なお、基本使用料の減額は行わず、また、月末に残った未使用分のSORACOM　Endorse無料利用枠提供金額が翌月に持ち越されることはありません。

9. SORACOM Funnelサービス
(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Funnel料金	1リクエストあたり0.0018円(税込み0.00198円)

(2) 利用状況に応じた割引
当社は、VPG に所属した契約者回線（すなわちVPG利用オプションを有効にしたグループに所属するSORACOM Air Japanサービスの契約者回線）のSORACOM Funnel利用料金について、次表の料金を適用します。

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Funnel料金	無料

なお、VPGを経由しない通信に係る通信もしくはソラコムが用意したVPG（Private Garden、Public Gate）を経由する通信について本料金は適用されず、またVPG経由の通信に係る制限については閉域網等接続サービス契約約款にて定めるものとします。

(3) 無料利用枠
当社は、無料利用枠提供期間は、毎月のSORACOM Funnelサービス料金から、1ソラコムアカウントあたり50,000リクエスト(以下、「SORACOM Funnel無料利用枠」といいます。)分を減算するものとします。なお、基本使用料の減額は行わず、また、月末に残った未使用分のSORACOM Funnel無料利用枠提供が翌月に持ち越されることはありません。

10. SORACOM Funkサービス
(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Funk料金	1リクエストあたり0.0018円(税込み0.00198円)

(2) 利用状況に応じた割引
当社は、VPG に所属した契約者回線（すなわちVPG利用オプションを有効にしたグループに所属するSORACOM Air Japanサービスの契約者回線）のSORACOM Funk利用料金について、次表の料金を適用します。

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Funk料金	無料

なお、VPGを経由しない通信もしくはソラコムが用意したVPG（Private Garden、Public Gate）を経由する通信に係る通信について本料金は適用されず、またVPG経由の通信に係る制限については閉域網等接続サービス契約約款にて定めるものとします。

(3) 無料利用枠
当社は、無料利用枠提供期間は、毎月のSORACOM Funkサービス料金から、1ソラコムアカウントあたり50,000リクエスト(以下、「SORACOM Funk無料利用枠」といいます。)分を減算するものとします。なお、基本使用料の減額は行わず、また、月末に残った未使用分のSORACOM Funk無料利用枠提供が翌月に持ち越されることはありません。
11. SORACOM Harvest Dataサービス
(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Harvest Data利用オプション料金	Harvest Data機能を有効にしたグループに所属する1契約(SIMカード)あたり日額5円(税込み5.5円)

なお、データの書き込み・読み出しにあたってはSORACOM Harvest Data書き込み機能・読み出し機能を利用する必要があり、その利用条件・利用料金についてはロギング等サービス契約約款に記載します。
また、Harvest Data利用オプション料金には、1契約（1SIM）あたりデータ書き込み2,000リクエストの利用料金が含まれます。本利用オプション料金に含まれるデータ書き込みリクエスト数はSIM単位で計算されアカウント内で共有されず、また、日毎に残った未使用分のデータ書き込みリクエスト数が翌日に持ち越されることはありません。

(2) 無料利用枠
当社は、無料利用枠提供期間は、毎月のSORACOM Harvest Dataサービス料金から、1ソラコムアカウントあたり155円(税込み170.5円。以下、「SORACOM Harvest Data無料利用枠提供金額」といいます。)分のHarvest Data利用オプション料金を減額するものとします。なお、基本使用料の減額は行わず、また、月末に残った未使用分のSORACOM Harvest Data無料利用枠提供金額が翌月に持ち越されることはありません。

12. SORACOM Kryptonサービス

(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Krypton料金（初回利用月）	Krypton機能を利用した1契約(SIMカード)あたり月額180円(税込み198円)
Krypton料金	Krypton機能を利用した1契約(SIMカード)あたり月額40円(税込み44円)

なお、1料金月中に一度もKrypton機能を利用しなかった場合、サービス料は発生しません。

13. SORACOM Napterサービス

1-1. Napterサービス

(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Napter料金	Napter機能を利用した1契約(SIMカード)あたり月額300円(税込み330円)

なお、1料金月中に一度もNapter機能を利用しなかった場合、サービス料は発生しません。

(2) 無料利用枠

当社は、無料利用枠提供期間は、毎月のSORACOM Napterサービス料金から、1ソラコムアカウントあたり300円(税込み330円。以下、「SORACOM Napter無料利用枠提供金額」といいます。)分のNapter利用料金を減額するものとします。なお、月末に残った未使用分のSORACOM Napter無料利用枠提供金額が翌月に持ち越されることはありません。

1-2. Napter 監査ログ利用オプション

(1) 料金

1アカウント（オペレータID）ごとに

種類	月額料金の額　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Napter監査ログ利用オプション	980円（1,078円）

アカウント（オペレータ）単位で本オプションを有効化すると、当該アカウント（オペレータ）配下のSORACOM Air JapanサービスにおいてSORACOM Napterサービスを有効にした契約者回線でSORACOM　Napter利用の監査ログが出力され、当該監査ログが366日間保存されます。なお、Napter監査ログ利用オプションの設定以降に利用されたNapterの利用状況が監査ログの出力及び保存の対象となります。また、一度Napter監査ログ利用オプションを無効化すると監査ログは参照できなくなり、再度有効化した場合でも過去の監査ログは参照できません。

Napter監査ログ利用オプションの料金は日割り計算を行わず、Napterサービスを利用しなかった場合でも本利用オプション料金は発生します。また、1アカウント（オペレータ）あたり監査ログのエクスポート機能利用量3GB/月を含みます。

3GBを超え1GBごとに

種類	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
エクスポート機能利用料	500円　（550円）

監査ログデータのエクスポート量が 3GB を超えると 1GB ごとに 500円を課金します。

14. SORACOM Orbitサービス

(1) 料金

項目	料金　次の税抜額(カッコ内は税込額)
Orbit基本料金	1SIMごとに月額20円(22円)
Orbit従量料金	10,000リクエストあたり40円(44円)

なお、1料金月中に一度もSORACOM　Orbitの機能を利用しなかった場合、Orbit基本料金は発生しません。

(2)　無料利用枠
当社は、無料利用枠提供期間は、毎月のSORACOM Orbitサービス料金から、当月分のOrbit基本料金1SIM分及び1ソラコムアカウントあたり10,000リクエスト分のOrbit従量料金(以下、あわせて「SORACOM Orbit無料利用枠」といいます。)を減算するものとします。なお、SORACOM Air Japanサービスの基本使用料の減額は行わず、また、月末に残った未使用分のSORACOM Orbit無料利用枠が翌月に持ち越されることはありません。

第2　SORACOM Air Japanアプリケーション等サービスの手続きに関する料金

料金種別	次の税抜額　(カッコ内は税込額)
契約事務手数料	無料